

社会福祉法人 川福会 行動計画

職員が仕事と子育ての両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

<目標1>

計画期間内に、職員の育児休業等の取組状況を次の水準以上にする。

男性職員：1名以上取得すること／女性職員：取得率90%以上にする

<対策>

- ・ 平成27年4月～ 継続して職員へ育児休業に関する諸制度等の周知をする。
- ・ 平成30年4月～ 状況に応じて管理職で男性職員が取得しやすい環境づくりに取り組む

<目標2>

所定時間外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- ・ 平成27年4月～ 各部署の所定外労働の現状を把握し対策を管理職で検討する。
- ・ 平成30年4月～ 月4日程度のノー残業デーを設定、実施する。

<目標3>

法人の特別休暇（年8日）及び年次有給休暇の取得を促進するため計画を作成し、取得実績を向上する。

<対策>

- ・ 平成27年4月～ 特別休暇、年次有給休暇の取得状況の調査を実施する
- ・ 平成29年4月～ 計画的な取得について法人内で協議する
- ・ 平成30年4月～ 各施設において有給休暇取得計画を作成
- ・ 平成31年4月～ 取得状況を検証し、計画の見直し等行う。